

令和4年第6回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年6月24日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後3時00分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員	事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香								
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	欠	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	欠	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第6回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中12名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、1番 松原委員、2番 原口委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第25号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	<p>つづきまして、日程第2に移ります。 第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分） を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。 申請地は〇〇の北西およそ200メートルの位置にある農地になります。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが、しっかり保全管理されており、違反等は確認できませんでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>関根委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま</p> <p>す。譲受人は妻と二人で〇〇市内のアパートで暮らしておりますが、何かと手狭で不便を感じており、将来子どもが生まれたときのことを考え、申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは6ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、住宅ローン事前審査結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p> <p>申請地は適切に管理されております。許可は問題ないと思います。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第25号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第25号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第26号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	議長	それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	坂本委員	町の開発協議の調整が済んでいるということですが、ここは墳墓がありますし調整の内容はどのようなになっているか教えていただけますか。
	事務局長	発掘につきましては文化財担当が試掘調査を行いまして、工事の際も立ち会うそうです。福祉の関係については特に質問等はありませんでした。防災面についても同様です。
	関根委員	古墳は掘って更地にするのですか。
	事務局長	古墳はそのままです。土地利用計画図で西側に丸く残っているところが古墳ですが、重要なものですのでその周辺を工事する際は文化財担当が立ち会うようです。
	議長	ほかにご意見はありますか。無いようなので採決に移ります。 第25号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第25号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
	議長	続きまして、日程第3に移ります。 第26号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>安達推進委員</p> <p>議長</p>	<p>なお、9番 藤牧委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p> <p>〔藤牧委員退室〕</p> <p>それでは、本案件は砂利採取に係る一連の案件であるため一括して審議したいと思います。事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書11ページ、12ページをご覧ください。申請番号1番から3番は〇〇株式会社による砂利採取に係る一連の案件であるため、一括してご説明させていただきます。</p> <p>本案件は、昨年5月の総会で審議され、同年7月に県の許可を受けました砂利採取事業に係る一時転用の計画変更申請になります。</p> <p>申請地につきましては、〇〇と〇〇の間に広がる農振農用地区域内の農地、青地農地です。詳しくは議案書13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。</p> <p>計画変更の内容としましては、工事開始時期に天候不良の日が多く採取開始が遅れたことや、コロナウイルス感染症の影響による作業員の不足により、作業工程に大幅な遅れが生じたことから、採取期間を6ヶ月間延長するものです。</p> <p>採取期間以外の計画については変更ありませんが、15ページに土地利用計画図と、別添で詳細図をお付けしてありますのでご確認ください。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>説明が終わりましたので、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>現在は砂利採取中でフェンスに覆われていて現況は確認できませんが、特に問題はないと思います。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番から3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第4 第27号議案 第5回総会保留分の神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について	議長	<p>[質疑なし]</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第26号議案1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	議長	<p>[全員挙手]</p> <p>全員賛成ということで、第26号議案1番から3番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、藤牧委員の退席を解きます。</p>
	議長	<p>[藤牧委員入室]</p> <p>第26号議案については、承認相当とすることで結審しましたので報告します。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。</p> <p>第27号議案 第5回総会保留分の神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について を議題とします。</p> <p>神川町新規就農青年育成奨励金交付要綱第5条の規定により、別紙就農計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>本案件は、先月の総会で、申請者宅は耕作放棄地があることや、営農の実態も不明確であることから保留となったものについて、再度ご審議いただくものです。</p> <p>まず、申請者の父親の〇〇氏が所有または借入している農地が耕作放棄地となっていることについてですが、原口委員から伺った対象農地5筆のうち、自己所有地は1筆で、4筆は借入地となります。</p> <p>この4筆の借入地のうち、2筆については既に期限が切れておりますが利用権設定の履歴が確認できませんでしたので、〇〇氏様が耕作放棄し荒廃したと考えられますが、残る2筆は権利設定の記録がありませんので、相対で借り入れていたのではないかと推測されます。</p> <p>これら耕作放棄地について〇〇氏にお話を伺ったところ、息子とともに今後解消していきたいと考え</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会		<p>ているということでした。</p> <p>また、営農の実態についても申請者に確認したところ、申請者及び両親で作業に当たっており、育成状況の確認のみの場合など作業時間が少ない日も含めて、年間310日ほどハウスで作業にあたっているとのことです。</p> <p>なお、〇〇様のガラスハウスは先日の降雹で大きな被害を受けてしまいましたが、営農は続けていく意向を示しておりました。</p> <p>以上の点を踏まえて、ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>第27号議案について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第27号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第27号議案については異議なしと回答いたします。</p>
	議 長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p>